

保証委託契約の連帯保証人確認書



保証会社：ジェイリース株式会社御中

保険会社提携用

ジェイリース

307

承認通知書番号	JL-	※承認通知書左上記載の番号をご記入ください。			
保証開始日	20 年 月 日	入居区分 どちらかご選択ください	単身入居	複数入居	
契約プラン					
初回保証料	円	継続保証料	円/年	毎月保証料	
賃物 貸件	所在地	(〒 - - -)			
	名称				号室
	月額総賃料 内訳	月額総賃料			
	家賃		駐車場		
	共益費		町(区)費		
	管理費		水道費		
()	()	()	()		
賃借人	預入金合計 内訳	預入金合計			
	敷金		保証金		
	()				
賃借人	現住所	(〒 - - -)			
	氏名	フリガナ			

連帯保証人さまの保証限度額 契約時の月額総賃料 × 24ヶ月分

私は、貴社と上記賃貸の賃借人との間で別紙保証委託契約書記載の内容で成立した保証委託契約（以下「原保証委託契約」という。）に基づき当該賃借人が貴社に対し負担する一切の債務（本件保証契約締結の前後を問わない）につき、別紙保証委託契約書記載の内容で当該賃借人と連帯して保証します。

- 私は、原保証委託契約第13条（財産状況の説明）の内容を賃借人から説明を受け、財産状況を理解し、確認の上本確約書を締結します。（事業プランもしくは法人契約に限る）
- 私と貴社との間の求償関係について下記の点を確認します。
 - 私は、賃借人と連帯して貴社に対して原保証委託契約に基づく賃借人の一切の債務を保証するものとします（私は、貴社に対し負担割合を主張できません）。
 - 私が、賃借人の負担する賃料等の債務を賃借人に代わり賃貸人に弁済した場合でも、私はそれにつき貴社に求償することはできないものとします。
- 私は、貴社と上記賃貸の賃借人との間で成立した原保証委託契約書における私の保証限度額（極度額）は、次のA（極度額）記載のとおりであることに同意します。また保証債務の履行に関する次のBの内容に同意します。

A.（極度額）……保証極度額は、原保証委託契約締結時の月額総賃料の24ヶ月分とする。

B. 私から賃料等の支払があった場合、賃料等支払約定日までに遅滞なく支払をした場合は保証債務の履行とみなさない。
- 私は、別紙保証委託契約書の連帯保証人欄への署名、押印にかえて本確約書へ署名、押印します。また、私の本人確認書類として、印鑑証明書を1通添付します。

追加連帯保証人の
場合の説明
用を含む)は、金 _____ 円です。

連帯保証人	上記内容及び裏面条文を確認の上、直筆でご署名ください。押印は実印をご捺印ください。		
ご署名日	20 年 月 日		
現住所	フリガナ (〒 - - -)		
氏名	フリガナ		
生年月日	年 月 日	連絡先（電話番号）	- - -

実印

保証委託契約(賃借人、ジェイリース間契約)

賃借人(以下「甲」とい)と連帯保証人(以下「乙」という)が、甲と賃貸人(家主代理人を含む。以下「賃貸人」という)との賃貸借契約(以下「原契約」という)に基づき、ジェイリース株式会社(以下「保証会社」という)と締結する保証委託契約(以下「本契約」という)は下記の通りとする。

第1条 本契約の申込及び締結の前提条件

本契約の申込及び締結については、保証会社と業務協定を締結している協定不動産会社(以下「協定業者」という)を介するものとする。

第2条 保証開始時期

保証は表面記載の保証開始日より開始するものとする。但し、保証開始日が到来しても、協定業者が保証料を受領し、かつ、保証会社が保証委託契約書を受領するときまでは保証は開始しない。

第3条 保証限度額

(1)住居・駐車場・TRC・学生プランの場合、賃料・共益費・管理費・駐車場・町区費・水道料・光熱費・消費税・その他毎月賃料と共に支払われる費用(以下「月額総賃料」という)の24ヶ月分とする。

(2)保証料一括支払型契約(以下「Jリポート」という)については、店舗・事務所等の事業用プランの場合、月額総賃料の4ヶ月分とする。

(3)保証料毎年支払型契約(以下「Jウイング」という)については、店舗・事務所等の事業用プランの場合、月額総賃料の6ヶ月分とする。

(4)本契約の保証期間において、賃料変更及び消費税率の変更等により月額総賃料が変更になった場合であっても、本条(1)から(3)で定める保証限度額は変更しない。

第4条 保証内容

保証会社は、原契約に基づき甲が賃貸人に負担する金銭債務のうち、本契約の第3条保証限度額の範囲内において以下の範囲を保証する。但し、本契約の免責条項に該当する場合にはその責を免れることとする。

(1)月額総賃料の滞納分。原契約が解除の他の理由で終了した後、甲による賃貸物件の明渡し完了までの賃貸物件の使用に基づく月額総賃料1ヶ月分相当の賃料相当損害金。但し、表面に記載され、かつ、本契約規定の手続を経て、賃貸人より保証会社に通知された滞納分に限る。

(2)過去の修繕費・ハウスクリーニング・畠表替・カギ交換費用・残置物撤去費用・ゴミ処理費用等(以下「過去費用」という)の合計が月額総賃料の最大2ヶ月分相当額。但し、甲が支払義務のあることを認め、承諾したものに限るものとし、原状回復について、国土交通省住宅局が平成23年6月に発行した「原状回復をめざすトラブルとガイドライン」(その後の変更・改定等を含む)に準じて、甲が負担するにさることに合理性があると保証会社が判断した場合に限る。

(3)早期解約違約金は、居住用プランに限ることとし、1年未満の解約は月額総賃料の最大2ヶ月分相当額、2年未満の解約は月額総賃料の最大1ヶ月分相当額。但し、甲自ら退去する場合であって、かつ、原契約の条項において、早期解約違約金の項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾しているものに限る。

(4)甲の債務不履行による明け渡しまでに要した費用。原契約解除から表面記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の明け渡しまでに要した通知・支払督促・訴訟その他の法的手続に必要な費用(訴訟代理人費用を含む)として保証会社が認めたもので、賃貸人が支出した費用。

(5)賃貸更新料並びに管理会社が徴収する事務手数料であることをあわせて了解している更新事務手数料。但し、原契約の条項において、その項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾しているもので保証会社が適法なものと認めたものに限るものとし、法定更新時の更新料及び更新事務手数料についても同様とする。

(6)解約予告通知義務違反による違約金・損害金の合計が月額総賃料の最大1ヶ月分相当額。但し、甲自ら退去する場合であって、かつ、原契約の条項において、解約予告通知義務及び違約金ないし損害金の項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾しているものに限る。なお、TRCに関しては本項の適用対象外とする。

(7)保証会社は、以下の①から⑥、本条(1)から(6)を除く債務についてはその責を負わない。また、事業用賃借(賃貸)契約の場合、本条(2)から(6)の債務についてもその責を負わない。但し、保証会社が承諾した場合はこの限りではない。

①敷金・保証金・礼金その他の名称の如何を問わず、甲が本物件入居に際して賃貸人に支払う費用。同費用を賃貸人ととの間で分割して支払う合意がなされた場合の分割金も同じ。

②次条において定める甲が毎月支払うべき毎月保証料の支払いを、3ヶ月連続して支払わなければ、また、保証開始日以後1年経過するごとに甲が支払わなければならぬ継続保証料を甲が支払期日を経ても支払わなければ、保証会社が甲に代わって賃貸人に支払う月額総賃料の弁済を、保証会社において停止した場合。

③天災・地震・戦争・疫病等不可抗力により生じた損害。

④火災・ガス爆発・自殺等及びその関係者の故意・過失により生じた損害。

⑤甲が、本物件の瑕疵を理由に、月額総賃料又は過去費用(以下、月額総賃料と過去費用をまとめて「賃料等」という)の支払を履行せざる訴訟等の紛争に至った場合において、その期間中の賃料等債務等。

⑥保証会社において、保証会社の求償権が得られないと判断した場合。

⑦賃料等の遅延損害金。

⑧甲が死亡した場合で、相続人が本契約を承継しない場合。

第5条 保証料

(1)甲は、保証会社に対し、本契約締結時に、表面記載の初回保証料を支払わなければならない。

(2)Jウイングについては、甲は、保証会社に対し、表面記載の初回保証料を本契約締結時に支払うとともに、表面記載の保証開始日以後1年経過するごとに表面記載の継続保証料を保証会社の指定した方法並びに期日内に支払わなければならない。

(3)保証料毎月支払型契約(以下「Jリップ」という)については、甲は、保証会社に対し、表面記載の初回保証料を本契約締結時に支払うとともに、表面記載の保証開始日以後毎月、表面記載の毎月保証料を、保証会社の指定した方法並びに期日内に支払わなければならぬ。

(4)保証料毎年支払型契約(以下「Jウイングフラット」という)については、甲は、保証会社に対し、表面記載の初回保証料を本契約締結時に支払うとともに、表面記載の保証開始日以後毎年、表面記載の毎年保証料を、保証会社の指定した方法並びに期日内に支払わなければならぬ。

(5)本契約が保証期間満了前に終了した場合、又は保証期間内に表面記載の月額総賃料が減額された場合、又は解約された場合であっても、本条(1)(2)(3)(4)により支払った保証料は返還されない。

第6条 本契約の期間・更新及び解約

①保証開始日より、1年間とする。

②期間満了日までに賃貸人の承諾を得て甲より保証会社に対して解約の申し出がない場合は、さらに1年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

③甲が賃貸人及び保証会社に賃料等の滞納が本物件を明け渡して、原契約が終了した場合は、退去日をもって本契約は終了する。

④賃貸人と保証会社との間の保証契約が終了となった場合は、本契約は当然に終了する。但し、同時終了点において既に発生している求償権に関する権利義務(保証会社と乙との間の権利義務を含む)については、本契約に従う。

⑤甲が法人である場合で甲が解散したときは、本契約は当然に終了する。

⑥甲が本物件につき、原契約上の地位を第三者に移転した場合は、本契約は当然に終了する。

⑦原契約に基づく賃借権の譲渡・賃貸等がなされた場合、又は本物件の占有者に追加並びに変更等があった場合は、本契約は当然に終了する。但し、事前に賃貸人及び保証会社の承諾がある場合はこの限りではない。

⑧原契約の物件や甲・乙等の内容に変更があった場合は、変更日をもって本契約は当然に終了する。

⑨賃料の変更について賃貸人から保証会社に3ヶ月以上通知しなかったときは、保証会社は本契約を解除することができる。

⑩甲が死亡した場合は本契約は、当然に終了する。但し、相続人が本契約を承継した場合はこの限りではない。

⑪甲は、電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から2ヶ月以上甲が原契約の本物件に居住していないと保証会社において合理的に認められるにもかかわらず、保証会社から甲に対し連絡が取れないときは、本契約及び原契約にかかる保証会社と賃貸人との保証契約は、保証会社が、賃貸人に代わって保証会社へ支払うことは妨げないを示したときに、当然に終了することに同意する。

第7条 代位弁済及び求償権の行使

(1)甲が、賃料等の全部又は一部の支払を怠り、保証会社が賃貸人より求められた場合、保証会社は甲に何ら通知なく、代位弁済できる。

(2)保証会社は、代位弁済によって甲に対し求償権の行使ができる。

(3)保証会社の代位弁済の実行は、賃貸人より甲に対する債務不履行等を原因とする原契約の解消を妨げるものではない。

(4)本契約終了時に保証会社に求償権が残っている場合は、本条(2)の効力は存続する。

(5)賃貸人と甲との間で、賃料等の支払いに關して争いがある場合は、保証会社は当該賃料の代位弁済を停止することができる。なお、保証会社は、支払いを停止した当該賃料の代位弁済債務につき、当該賃料の支払い期日から6ヶ月を経過すると、その支払いの責を免れるものとする。

(6)甲が、賃料等の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(7)所在不明と判断した場合。

(8)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(9)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(10)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(11)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(12)所在不明と判断した場合。

(13)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(14)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(15)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(16)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(17)所在不明と判断した場合。

(18)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(19)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(20)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(21)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(22)所在不明と判断した場合。

(23)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(24)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(25)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(26)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(27)所在不明と判断した場合。

(28)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(29)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(30)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(31)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(32)所在不明と判断した場合。

(33)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(34)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(35)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(36)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(37)所在不明と判断した場合。

(38)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(39)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(40)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(41)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(42)所在不明と判断した場合。

(43)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(44)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(45)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(46)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(47)所在不明と判断した場合。

(48)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(49)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(50)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(51)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(52)所在不明と判断した場合。

(53)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(54)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(55)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(56)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(57)所在不明と判断した場合。

(58)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(59)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(60)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(61)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(62)所在不明と判断した場合。

(63)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(64)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(65)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(66)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(67)所在不明と判断した場合。

(68)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(69)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(70)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(71)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(72)所在不明と判断した場合。

(73)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(74)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(75)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(76)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(77)所在不明と判断した場合。

(78)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(79)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(80)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(81)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(82)所在不明と判断した場合。

(83)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(84)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(85)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(86)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(87)所在不明と判断した場合。

(88)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(89)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(90)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(91)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(92)所在不明と判断した場合。

(93)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(94)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(95)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(96)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(97)所在不明と判断した場合。

(98)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(99)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(100)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(101)甲が、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(102)所在不明と判断した場合。

(103)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(104)業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公署から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(105)前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

</div